

## 1 提出物並びに部数

提出物	部数	注意事項
申請書	2	
位置（取付）図	2	期間更新で前回と変更がない場合も提出してください。 ただし、申請書欄に記入できる場合はその限りではありません。
取付（写真）図	2	
意匠、配色図、材質、形状、寸法等の説明	2	
屋外広告物安全点検報告書	2	管理責任者で点検を行ってください。 異常があった場合は、対応をお願いします。
（必要に応じ）		
委任状	2	広告物に関する手続きを申請者以外がされる場合
使用承諾書等	2	申請者が自己の所有物件以外（借地・借家等）に広告物を掲出されている場合は、その使用承諾がわかる写し
返却用封筒（※）	2	納入通知書の送付及び許可書（副本）の交付を郵送で御希望される場合

※封筒は送付先明記、切手貼付をお願いします。

## 2 申請書作成の注意事項

- ・責任者欄は、日常管理される方を御記入ください。
- ・「位置（見取）図」「取付（写真）図」「意匠、配色図、材質、形状、寸法等の説明」について、欄内におさまらない場合は、別添として提出してください。
- ・京都府内（京都市を除く。）で屋外広告業を営もうとする方は、屋外広告業の京都府知事登録が必要です。

## 3 屋外広告物手数料について

手数料は、綾部市手数料条例に基づき徴収いたします。審査後納付書を発行いたしますので、次のいずれかでお納めいただきますようお願いいたします。

①	納入通知書	申請書提出時に同封いただいた封筒において、納入通知書を送付します。その後、各金融機関から御入金ください。なお払込手数料は申請者の御負担となりますので、御了承ください。
②	現金	審査後、手数料金額の御案内をいたしますので、都市計画課においてお支払いをお願いいたします。
③	現金書留	審査後、手数料金額の御案内をいたしますので、都市計画課まで、お送りください。
④	郵便小為替	

## 4 その他

- ・御提出いただいた申請書は、受付後審査します。  
↓
- ・審査後、納入通知書を送付するか、手数料金等について御案内をします。  
↓
- ・御入金の確認、その他許可条件が整い次第、許可し副本をお返しします。

なお、金融機関から御入金をされた場合、御入金を確認できるまでに2～3週間程度の日数を要します。よって、副本の返却もその後になりますので、あらかじめ御了承ください。